

議案第 108 号

さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

さいたま市老人福祉センター条例（平成 13 年さいたま市条例第 146 号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりと する。	(名称及び位置) 第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりと する。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>槻寿苑</td><td>[略]</td></tr><tr><td>仲本荘</td><td>さいたま市浦和区東仲 町 2 8 番 1 5 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		槻寿苑	[略]	仲本荘	さいたま市浦和区東仲 町 2 8 番 1 5 号	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>槻寿苑</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		槻寿苑	[略]
名称	位置														
[略]															
槻寿苑	[略]														
仲本荘	さいたま市浦和区東仲 町 2 8 番 1 5 号														
名称	位置														
[略]															
槻寿苑	[略]														

附 則

この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。